

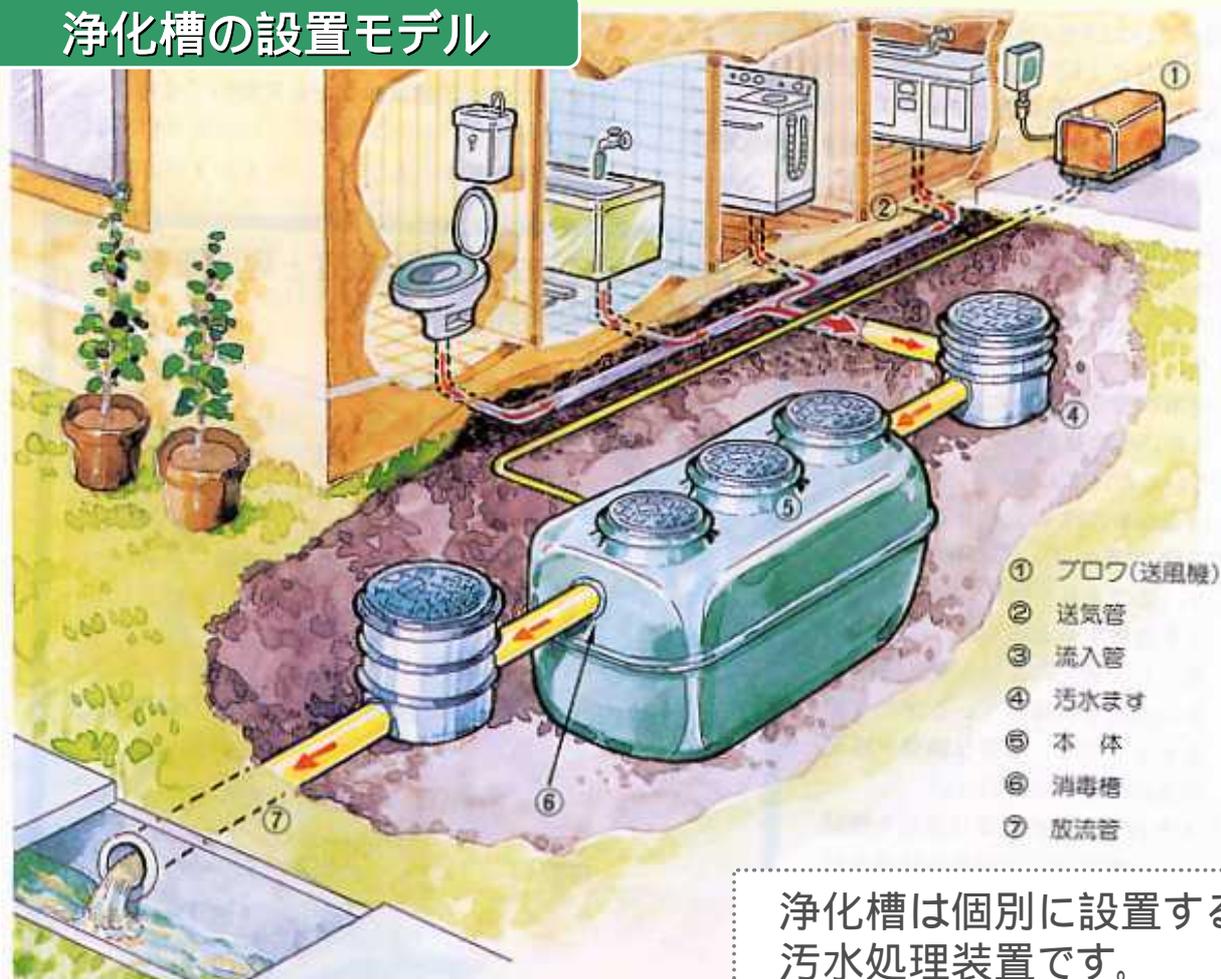
浄化槽設置費補助のご案内

下水道が設置されていない地域では、し尿(トイレの汚水)は汲み取りによって処理していますが、生活雑排水(台所、風呂、洗濯などの排水)はそのまま川に流されたり、あるいは地下浸透され、環境汚染の原因となる場合があります。

浄化槽は、し尿と生活雑排水を下水道と同じように衛生的に処理できます。札幌市では、住宅に浄化槽を設置する際に設置費用の一部を補助していますので、市民の皆様には、この補助制度をご利用いただき、環境にやさしい浄化槽の設置にご協力をお願いします。

補助制度とあわせて、融資あっせん制度(原則として無利子)を利用することができます。詳細は融資あっせん制度のパンフレットをご覧ください。

浄化槽の設置モデル



浄化槽は個別に設置する
汚水処理装置です。

設置後はメンテナンスを行う必要があります

- (1) 専門の業者に保守点検を委託。(4ヵ月に1回以上)
- (2) 専門の業者に清掃を委託。(年1回以上)
- (3) 公的機関による法定検査を受検。(設置3ヶ月後1回、以後年1回)

補助の対象について

補助制度は、設置費の一部を補助するもので、次の場合に対象となります。

設置しようとする浄化槽の用途が、専用住宅であること。

浄化槽の処理対象人員が10人以下であること。

設置場所が下水道法に基づく下水道認可区域外であること。

浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと。



補助金額について

設置しようとする浄化槽の大きさ(人槽)別に、一定の基準額を上限に補助します。

人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
補助金交付額	826,000円	1,076,000円	1,192,000円

平成19年7月から、補助金額が増額になりました(札幌市内のみ)。

手続きの概要(流れ)

手続き	注意点
(1)浄化槽工事施工業者を決める	必ず、浄化槽設備士がいる、北海道知事登録業者に
(2)事前審査の申し込み	担当者(市職員)が現地調査に伺います
(3)浄化槽設置の届出書類提出	適正な設置計画であるか、審査いたします
(4)補助金交付申請書提出	適正な内容であれば、補助金交付決定通知を交付いたします
(5)浄化槽工事に着手	浄化槽設備士の監督の下、基準に則った施工とその記録が必要です
(6)工事完了報告書を提出	適正な内容であれば、補助金交付額確定通知を交付いたします。
(7)補助金交付請求書を提出	銀行等口座に補助金を振り込みます

申請前の工事着手など、手順や手続きに不備があると、補助金の交付が受けられませんので、ご注意願います。

お問い合わせ・申請窓口

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(本庁舎13階)

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課一般廃棄物係

電話011-211-2927 Fax011-218-5105



さっぽろ市
02-J02-06-326
18-2-48